

－厚生労働省、日本年金機構－

健康保険及び厚生年金保険の未適用の事業所に対する適用促進の実施状況等について(厚生労働大臣及び日本年金機構理事長宛て)

指摘の背景となった適用関係業務に要した経費(支出) 301億円

節減できた電話勧奨経費相当額(支出) 2547万円

1 適用促進業務に係る事務の概要

日本年金機構（以下「機構」という。）は、厚生労働省の監督の下に、健康保険及び厚生年金保険（以下、両保険を合わせて「厚年保険等」という。）の事業に関する業務を実施している。そして、厚年保険等が強制的に適用される事業所は、健康保険法及び厚生年金保険法に定められている事業を行う事業所で常時5人以上の従業員を使用するもの、常時従業員を使用する法人の事業所等となっている。機構本部は、平成23、25両年度に業務処理マニュアルを改正して（以下、改正後の業務処理マニュアルを「事務処理手順」という。）、その中で、厚年保険等への加入指導から、厚年保険等を適用すべき事業所であるにもかかわらず、その適用を受けていない事業所（以下「未適用事業所」という。）に対する立入検査等に至るまでの実施手順等を定めており、各年金事務所は、事務処理手順に基づいて、未適用事業所に対する厚年保険等の適用を促進する業務（以下「適用促進業務」という。）を行っている。

適用促進業務について、機構本部は法務省から提供を受けた新規設立法人等の情報（以下「法人登記簿情報」という。）、厚生労働省から提供を受けた雇用保険の適用事業所に係る情報（以下「雇用保険情報」という。）及び機構が管理する厚年保険等に加入している事業所の情報を、「厚生年金保険適用業務支援システム」（以下「支援システム」という。）を活用するなどして突合することにより、厚年保険等の適用の可能性がある事業所（以下「適用調査対象事業所」という。）を選定するなどしている。

そして、機構は、厚年保険等の加入勧奨業務等について外部委託を行うために25年度に委託期間を同年10月から26年6月までとする「厚生年金保険等未適用事業所への加入勧奨業務 北海道地区」等7契約（以下「25年度加入勧奨契約」という。）を4会社と締結し、外部委託による加入勧奨を行っており、受託事業者は、電話番号が判明している適用調査対象事業所に対して電話により厚年保険等の制度の説明等を行う（以下、電話による加入勧奨を「電話勧奨」という。）とともに、電話番号が不明の事業所については電話番号案内等により電話番号を調査した上で電話勧奨を行った上で、事業所を訪問するなどして自主的な厚年保険等の加入に結び付けることとなっている。また、受託事業者は、これらの加入勧奨業務を終了した事業所ごとに勧奨結果報告書を作成して機構のブロック本部に納品しており、ブロック本部は内容の確認後、同報告書を年金事務所に送付している。

年金事務所は、適用調査対象事業所に対して、文書、電話、来所要請、訪問等の手段で、厚年保険等の制度等について十分説明を行い、事業主の自主的な加入を促すための加入指導を行うこととなっており、この際、年金事務所は、支援システム等に登録されている適用調査対象事業所に係る情報等では把握できない実態を把握するなどのために、必要に応じて法務局等から商業・法人登記簿謄本（以下「謄本」という。）を取得している。また、機構本部が発出した「適用促進業務における適用対象外事業所の取扱基準（指示・依頼）」（以下「取扱基準」という。）に基づき、年金事務所は、謄本の取得により、既に事業実態のないことが確認できた適用調査対象事業所を加入指導の対象から

除外したり、移転したことが確認できた適用調査対象事業所について移転先所在地を管轄する年金事務所に加入指導業務を引き継いだりしている。

そして、事務処理手順に基づき、訪問による加入指導が3回以上行われたこと、立入検査予告が行われたことなどの一定の条件を満たした未適用事業所に対して、年金事務所は、立入検査実施日等を通知する立入検査実施通知を送付し、その実施日までに自主的な厚年保険等の加入がなされない場合には、健康保険法等に基づく立入検査を行い、強制的に加入手続を行うこととなっている。

2 本院の検査結果

機構が25、26両年度に適用関係業務に要した経費301億余円（25年度加入勧奨契約に係る委託費3億0540万円を含む。）を対象として検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 年金事務所等が行う適用促進業務の実施状況

ア 支援システムに収録された法人登記簿情報に不足が生じていたり、支援システムの活用が十分でなかったりして、法人に係る情報の取得が効率的に行われていない事態

26年度に加入指導を行うために取得した謄本数をみたところ、検査対象とした187年金事務所のうち謄本を取得していなかった1年金事務所を除く186年金事務所において計110,877通を取得しており、その取得理由については、次のとおりとなっていた。

(ア) 法人登記簿情報には記載されていないが謄本には記載されている事業主の現住所、事業主以外の役員の氏名等の情報（以下、これらの情報を「謄本記載情報」という。）が不足しているなどのために取得したもの 87,216通

(イ) 取扱基準に基づき、事業実態のない適用調査対象事業所を加入指導の対象から除外するために取得したもの 18,026通

(ウ) 取扱基準に基づき、他の年金事務所に加入指導業務を引き継ぐために取得したもの 5,635通
しかし、支援システムに収録された法人登記簿情報に謄本記載情報を追加すれば、(ア)のように謄本を取得することなく、より効率的に加入指導を行うことができると認められる。また、支援システムに収録された法人登記簿情報には、事業所の解散、破産等の情報や移転の情報も含まれていて、これらの情報を各年金事務所で確認することが可能となっていることから、(イ)及び(ウ)のように謄本を取得する必要はないと認められる。

イ 加入勧奨を適時適切に行うための外部委託の在り方を検討していなかったり、外部委託による加入勧奨が効率的に行われていなかったりしている事態

25年度加入勧奨契約についてみたところ、年金事務所が適用調査対象事業所を把握してから外部委託が開始されるまでに要した期間は、雇用保険情報に基づくものが360日、法人登記簿情報に基づくものが140日となっていた。そして、機構本部は委託期間を25年10月から26年6月までとしており、年金事務所は、受託事業者から報告される勧奨結果報告書を確認した後に加入指導を開始していた。また、年金事務所ごとの外部委託の実施状況についてみたところ、検査対象とした187年金事務所のうち5年金事務所は、外部委託に付随した業務に手間を要することなどから外部委託による加入勧奨を行わず直ちに自ら加入指導を行っていたが、残りの182年金事務所は、原則として全年金事務所が一律に外部委託を行うこととなっていたため、外部委託による加入勧奨を行っていた。

そこで、182年金事務所において、仮に受託事業者が行った業務を年金事務所の職員が自ら行うこととした場合、どの程度の処理時間を要するかにより、職員1人当たりの効率化された時間を試

算したところ、400時間以上効率化された年金事務所がある一方で、19年金事務所は25時間未満となっているなどしていた。

しかし、機構本部が年金事務所ごとの業務の効率化等を考慮せず外部委託の在り方を検討しないまま、原則として全年金事務所一律に外部委託を行うこととしていたことは、外部委託に当たっては効率化の推進等という視点に立って業務の在り方を検討することとなっていることからみて、年金事務所による加入指導を適時適切に行うことができないおそれがあることなどから適切とは認められない。

また、前記の182年金事務所に係る83,163事業所のうち69,122事業所については、受託事業者が電話番号を調査しても電話番号が不明のままであった。そこで、これらに対して受託事業者が訪問勧奨をした際の電話番号の聴取状況をみたところ、事業主等と面談することができた16,449事業所のうち10,846事業所については、受託事業者が電話番号の聴取を行っていないかった。これは、仕様書等において、事業主等が厚生年金等への加入を検討すると回答した場合以外は電話番号が不明のままであっても電話番号を聴取することにはなっていないかったことなどのためであった。

しかし、電話番号を聴取することを仕様書等に明記していない事態は、年金事務所が電話での加入指導ができないなどの支障が生ずるおそれがあることから適切とは認められない。

ウ 立入検査の手続が的確にとられていない事態

年金事務所は、適用調査対象事業所として把握した事業所のうち、訪問による加入指導が3回以上行われたことなどの一定の条件を満たした未適用事業所に対して立入検査実施通知を送付するなどする（以下、これらの手続を「立入検査の手続」という。）こととなっていることから、その状況をみたところ、次のとおりとなっていた（(ア)及び(イ)には重複している事業所が含まれる。）。

(ア) 適用調査対象事業所として把握されてから相当期間が経過するなどしているのに立入検査の手続がとられていない事態

訪問等による事業主等との面談により加入指導が3回以上行われた事業所に係る立入検査の手続の状況をみたところ、26年度末時点で立入検査の手続がとられていない事業所は計4,263事業所あり、このうち適用調査対象事業所として把握されてから1年以上経過しているなど相当期間が経過しているものが計4,209事業所見受けられた。

(イ) 立入検査予告が行われたにもかかわらず、立入検査の手続がとられていない事態

25、26両年度における立入検査予告の実施状況をみたところ、159年金事務所において、2,012事業所に対して立入検査予告が行われていて、立入検査予告が行われても自主的な加入に至らなかった1,117事業所のうち、320事業所（28.6%）については27年4月末までに立入検査の手続がとられていたが、797事業所（71.3%）については同月末までに立入検査の手続がとられていなかった。そして、上記797事業所の中には、立入検査予告の実施後3か月以上経過しているなど相当期間が経過するなどしている事業所が676事業所見受けられた。

しかし、(ア)のように、適用調査対象事業所として把握されてから相当期間が経過するなどしているのに立入検査の手続がとられていない事態や、(イ)のように、立入検査予告の実施後相当期間が経過するなどしているのに立入検査の手続がとられていない事態は、未適用事業所を厚生年金等に適切に加入させ、事業主間の負担の公平を確保する点からは適切とは認められない。

(2) 委託費の支払

機構は、25年度加入勧奨契約の予定価格の算定において、電話勧奨に係る経費（以下「電話勧奨経費」という。）については、加入勧奨の対象となる全ての事業所の電話番号が判明していて、かつ、その全てに電話勧奨を行うこととして積算しており、電話勧奨経費を含む契約単価（1件当たり1,850円から3,500円）に、加入勧奨を行った102,590件を乗ずるなどして得た額を委託費として受託事業者に支払っていて、その額は7契約で計3億0540万余円となっていた。そこで、電話勧奨等の実施状況をみたところ、加入勧奨を行った102,590件のうち、実際に電話勧奨が行われていたのは16,659件となっていた。したがって、現行の契約に基づく電話勧奨経費相当額と、実際に電話勧奨が行われた16,659件に基づく電話勧奨経費相当額を算出した上で、これらを比較すると、前者は3069万余円、後者は522万余円となり、差額の2547万余円が節減できたと認められる。

3 本院が要求する改善の処置及び表示する意見並びに求める是正改善の処置

厚生労働省及び機構において、適用促進業務がよりの確かつ効率的に行われるよう、また、加入勧奨に係る委託契約において委託費の支払が適切に行われるよう、次のとおり、改善の処置を要求し及び意見を表示し、並びに是正改善の処置を求める。

ア 機構において加入指導を行うに当たり不足している謄本記載情報を把握し、当該情報を法人登記簿情報に追加することを検討し、追加する必要がある場合は、厚生労働省において同情報の提供元である法務省にその提供を働きかけること、また、機構において、各年金事務所が支援システムに収録された法人登記簿情報を活用して適用調査対象事業所を加入指導の対象外とするなど、効率的に加入指導を行うための方策を検討し、取扱基準の改正等を行うこと（会計検査院法第36条による改善の処置を要求するもの）

イ 機構において、加入勧奨を適時適切に行うための外部委託の在り方を十分検討すること（同法第36条による意見を表示するもの）

ウ 機構において、外部委託を活用した適用促進業務を効率的に行うために、今後締結される委託契約の仕様書等に、事業所の電話番号が不明の場合、訪問勧奨の面談の際に電話番号を聴取することを明記すること（同法第36条による改善の処置を要求するもの）

エ 機構において、事務処理手順を改正するなどの的確に立入検査の手続をとる方法について検討し、その方法を定めるとともに、これを年金事務所に周知徹底すること（同法第36条による意見を表示するもの）

オ 厚生労働省において、エの検討結果等を機構に報告させて、その報告内容に基づいて必要な指導監督を行うこと（同法第36条による意見を表示するもの）

カ 機構において、加入勧奨に係る委託契約の電話勧奨経費について、電話勧奨の実績に応じて支払うことができるよう、契約書等において委託費の減額規定を定めるなどすること（同法第34条による是正改善の処置を求めるもの）